

商工観光関係事業の取扱いについて

商工観光関係事業の取扱いについて提出する。

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

商工観光関係事業の取扱いについて（合併協定項目番号：37）

- 1 商工業関係については、これまでの施策を踏まえ、新町においても引き続き振興に努める。
 - (1) 各町村の商工会については、新町の一体化を図るため、できるだけ早期に合併できるよう指導する。なお、助成金については、平成17年度までは現行を維持し、その後新町において調整する。
 - (2) 商店街街路灯設置補助金については、合併後、新町において検討する。
 - (3) たばこ販売協同組合助成金については、合併後、新町において検討する。
 - (4) 企業誘致に関する工場設置奨励条例については、蘇陽町の例を基本に新町において調整する。なお、九州地区工業再配置促進連絡協議会、熊本県企業誘致連絡協議会への加入については、合併後、新町において検討する。
- 2 観光関係事業については、引き続き観光の振興を図り、地域の活性化と地域経済の発展に寄与する施策を新町において検討する。
 - (1) 観光関連施設については現行のまま新町に引き継ぎ、管理・運営については、合併後、新町において調整する。なお、観光施設の使用料・手数料の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐ。
 - (2) 現在実施している各種主催・共催イベントについては、地域の特性・特色を活かしていることから、合併後も当分の間、現行どおり実施することとし、合併までに調整できるものについては、随時調整する。
 - (3) 主要後援・協賛事業の支援については、合併までに調整する。
 - (4) 観光行事に係る補助金・負担金については、合併後、新町において検討する。
 - (5) 観光協会については、新町の一体化を図るため、できるだけ早期に合併できるよう新町において調整する。なお、助成金についても、平成17年度までは現行を維持し、その後新町において調整する。

平成16年5月11日 確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	商工・観光
事務事業番号	37-1-(1)(2)(3)	事務事業名	商工会の取扱いおよび商工団体への助成並びに各種補助

調整方針	<p>商工業関係事業については、これまでの施策を踏まえ、新町においても引き続き振興に努める。</p> <p>(1) 各町村の商工会については、新町の一体化を図るため、できるだけ早期に合併できるよう指導する。</p> <p>なお、助成金については、合併後、新町において調整する。</p> <p>(2) 商店街街路灯設置補助金については、合併後、新町において検討する。</p> <p>(3) たばこ販売協同組合助成金については、合併後、新町において検討する。</p>
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
事業名	(商工会) 1 矢部町商工会助成事業 2 商店街街路灯設置補助金 3 八朔祭事業負担金 (その他) 4 たばこ販売協同組合助成事業	(商工会) 1 清和村商工会助成事業 2 清和村商工会夏祭り助成事業 3 清和村商工会大売り出し助成事業	(商工会) 1 蘇陽町商工会補助金 2 蘇陽町商工会指導員設置助成金	助成内容の検討 指導員助成、イベント助成の含み 矢部町のみ
条例等	2 矢部町商店街街路灯設置補助金交付条例 (昭和48年8月21日条例第23号)	なし	なし	助成金の内容比較
条件	2 商店街が共同で設置する街路灯の新設・改修費の50%以内	なし	なし	
予算措置	(商工会) 1 7,870千円(H14年度) 2 427千円(H14年度) 3 9,000千円(H14年度) (その他) 4 300千円(H14年度)	(商工会) 1 3,500千円(H14年度) 2 1,000千円(H14年度) 3 1,000千円(H14年度)	(商工会) 1 2,700千円(H14年度) 2 720千円(H14年度)	
商工会の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制 6名 事務局長 1名 経営指導員 2名 補助員 1名 記帳専任職員 2名 ・商工業者数：563名 うち、加入者数：356名 ・H14決算額：59,671千円 うち、町村補助額：17,297千円 ・商工会組織 総務部会 観光部会 厚生部会 広報部会 税務部会 商業部会 工業部会 青年部会 女性部会 青色申告会 法人会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制 3名 事務局長 1名 経営指導員 1名 補助員 1名 記帳専任職員 1名 ・商工業者数：102名 うち、加入者数：82名 ・H14決算額：24,704千円 うち、町村補助額：5,500千円 ・商工会組織 商工会青年部 商工会女性部 青色申告会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制 3名 事務局長 1名 経営指導員 1名 補助員 1名 記帳専任職員 1名 ・商工業者数：200名 うち、加入者数：122名 ・H14決算額：31,141千円 うち、町村補助額：3,420千円 ・商工会組織 商工会青年部 商業部会 商工会女性部 工業サービス部会 青色申告会 法人会 	
たばこ販売協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 矢部たばこ販売協同組合 ・会員(数) 矢部町、清和村、蘇陽町(旧柏村除く)、砥用町の地域内において、たばこ販売業を営む、小規模の事業者 矢部町41名 清和村13名 蘇陽町12名 砥用町14名 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金 矢部町 300千円 清和村 131千円(担当課：税務課) 蘇陽町 116千円(担当課：税務課) 砥用町 120千円 ・事務局 矢部町商工会 		

商工業、事業所等の概要

商業の概要（平成14年商業統計）

項目	矢部町	清和村	蘇陽町
商店数	(小売) 197店 (卸) 9店 (計) 206店	(小売) 32店 (卸) 2店 (計) 34店	(小売) 73店 (卸) 3店 (計) 76店
従業者数	842人	124人	221人
年間商品販売額	1,312,172万円	135,014万円	332,505万円

工業の概要（平成14年工業統計）

項目	矢部町	清和村	蘇陽町
事業所数	19カ所	4カ所	6カ所
従業者数	549人	83人	69人
製造品出荷額等	655,082万円	73,581万円	51,165万円

事業所・企業の概要（平成13年事業所・企業統計）

	鉱業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		運輸・通信業		卸売・小売業・飲食店		金融・保険業		不動産業		サービス業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
矢部町	1	30	78	761	29	663	1	23	17	154	283	1,137	6	50	17	22	184	1,156
清和村	0	0	16	117	10	104	0	0	4	28	52	163	0	0	0	0	34	117
蘇陽町	0	0	17	159	10	105	0	0	4	27	105	295	0	0	0	0	63	381

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町	
条例	<p>矢部町商店街街路灯設置補助金交付条例 昭和 48 年 8 月 31 日 条例第 29 号 (目的) 第 1 条 この条例は矢部町商店街の振興発展をはかるため街路灯の整備事業に対し、補助金の交付に必要な事項を定めることを目的とする。 (補助の対象) 第 2 条 補助の対象となる事業とは商店街が共同で設置する街路灯の新設又は改修の経費をいう。 (補助率) 第 3 条 前条の規定により町が交付する補助率は設置者が負担する経費(宣伝等のため特定の者が負担する経費を除く。)の 50%以内とし予算の範囲内とする。 (補助金の申請) 第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。 (補助金の交付の方法) 第 5 条 町長は前条の申請書を受理したときは、審査のうえ適当と認めるものに対し、補助金の交付を決定し、当該施設のしゅん工後検査のうえ補助金を交付するものとする。 (補助金の返還等) 第 6 条 町長は補助金の交付を受ける者が次に掲げる各号の一に該当するときは補助金の交付を取消し又は交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 申請書その他関係書類に虚偽の事項を記載し又は事業に不正の行為をしたとき。 (2) 事業の施工方法が不相当であったとき。 (3) 事業を中止したとき。 (雑則) 第 7 条 この条例に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年度事業から適用する。</p>	なし	なし	

関係法令

地方自治法

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

合併特例法

(国、都道府県等の協力等)

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

.....

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

商工会法

(地区)

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた地域)とする。

(警告等)

第51条

3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部をその区域の全部又は一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不相当であると認めるときは、その商工会に対して、第7条第1項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取り消しをすることができる。

5 経済産業大臣は、第1項又は第2項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第3項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聞かなければならない。

公共的団体の定義(行政実例)

「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされる。(昭和24年1月13日)

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体等の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体等を指揮監督することができるものと解される。(昭和24年1月13日)

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	商工・観光
事務事業番号	37-1-(4)	事務事業名	企業誘致

事務局報告年月日	平成15年	月	日
提出責任者	専門部会長	山村 泰之	
"	分科会代表	本田 潤一	

調整方針	(4) 企業誘致に関する工場設置奨励条例については、蘇陽町の例を基本に新町において調整する。 なお、九州地区工業再配置促進連絡協議会、熊本県企業誘致連絡協議会への加入については、合併後、新町において検討する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
条例	矢部町工場設置奨励条例 (昭和55年3月27日条例第14号) 矢部町税特別措置条例 (昭和55年3月27日条例第13号)	清和村工場設置奨励条例 (昭和49年3月15日条例第7号) 清和村税特別措置条例 (昭和49年3月15日条例第8号)	蘇陽町企業誘致奨励条例 (昭和61年3月28日条例第710号) 蘇陽町税特別措置条例 (昭和61年3月28日条例第711号)	従業員数の相違 特典 税の調整 奨励金制度の相違 農村工業導入との調整
条件	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資 1千万円以上 従業員 21人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資 1千万円以上 従業員 10人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資 1千万円以上 従業員 10人以上 	
特典	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税：3ヶ年課税免除 事業税：免除無し 奨励金：なし 便宜供与他： 用地の斡旋 敷地、用排水路工事に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税：不均一課税 事業税：免除無し 奨励補助金：あり 便宜供与他： 工場用地、住宅用地、労務等の斡旋 工業用水、道路等関連施設の整備 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税：3ヶ年課税免除 事業税：免除無し 奨励補助金：なし 便宜供与他： 工場用地、住宅用地等の斡旋 工業用水、道路等関連施設の整備 その他 	
規則	矢部町工場設置奨励条例施行規則 (昭和55年8月11日規則第12号) 矢部町税特別措置条例施行規則 (昭和55年8月8日規則第11号)	清和村工場設置奨励条例施行規則 (昭和49年5月1日規則第8号) 清和村税特別措置条例施行規則 (昭和49年5月1日規則第7号) 清和村工場設置奨励補助金交付規則 (昭和49年5月1日規則第9号)	蘇陽町税特別措置条例施行規則 (昭和61年3月28日規則第160号)	
規定	なし	なし	なし	
予算措置	なし	なし	なし	
町村内企業誘致連絡協議会等設置	なし	なし	なし	
町村外連絡協議会等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 九州地区工業再配置促進連絡協議会 (負担金 13,000円) 県企業誘致連絡協議会 (負担金 100,000円) 		<ul style="list-style-type: none"> 県企業誘致連絡協議会 (負担金 100,000円) 	

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町	
	<p>矢部町工場設置奨励条例 昭和 55 年 3 月 27 日 条例第 14 号 改正 平成元年 3 月 28 日条例第 6 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、本町内において鉱工業及びこれに直接関連する事業を営む工場を新設、又は増設する者に対し、町税の課税免除及び便宜の供与を行い、もって本町の産業の発展を図ることを目的とする。</p> <p>(工場の指定) 第 2 条 町長は、新設又は増設された工場が次に該当し、公害のおそれなく、地域との融和を保ち、前条の目的達成に必要と認めるときは、当該工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 (1) 工場のうち新設又は増設される一の工業生産設備で、これを構成する建物及び装置、航空機、船舶、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価格の合計額が 1,000 万円を超え、かつ当該事業の用に供したることによって増加する雇業者(日雇い入れられる者を除く。)の数が 20 人を超えるものを有する工場 2 前項の指定を受けようとする者は、適用工場指定申請書に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(課税免除) 第 3 条 前条第 1 項第 1 号に該当する適用工場を有する者に対しては、矢部町税特別措置条例(昭和 55 年矢部町条例第 13 号)の定めるところにより課税免除を行うものとする。 (便宜の供与) 第 4 条 町長は、適用工場を新設、又は増設する者に対しては、次の各号に掲げる便宜を供与するものとする。 (1) 工場敷地及び工場道路用敷地のあっせん</p>	<p>清和村工場設置奨励条例 昭和 49 年 3 月 15 日 条例第 7 号 改正 昭和 56 年 5 月 25 日条例第 15 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、本村の過疎対策の一環として村内において鉱、工業及びこれに直接関連する事業を営む工場を新設又は増設する者に対して、村税の不均一課税、補助金の交付又は便宜の供与を行い、もって地域の産業振興を図ることを目的とする。</p> <p>(工場の指定) 第 2 条 村長は、新設又は増設された工場が次に該当し、公害等のおそれなく、地域との融和を保ち、前条の目的達成に必要と認めるときは、当該工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 (1) 工場のうち新設又は増設される一の工業生産設備で、これを構成する建物及び装置、車輛及び運搬具並びに工具及び備品の取得価格の合計額が 1000 万円を超え、かつ、当該事業の用に供したことによって増加する雇業者(日雇い者は除く。)の数が 10 人を超えるものを有する工場 2 前項の指定を受けようとする者は、適用工場指定申請書に關係書類を添えて村長に提出しなければならない。</p> <p>(不均一課税) 第 3 条 前条第 1 項第 1 号に該当する適用工場を有する者に対しては、清和村税特別措置条例(昭和 49 年条例第 8 号)の定めるところにより固定資産税の不均一課税を行うものとする。 (奨励措置等) 第 4 条 村長は、適用工場を新設又は増設する者に対しては、<u>工場用地、住宅用地、労務等の斡旋並びに工業用水、道路等の施設及びこれらの関連施設の整備、その他の便宜供与を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>蘇陽町工場設置奨励条例 昭和 61 年 3 月 28 日 条例第 710 号 改正 平成 2 年 12 月 21 日条例第 34 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、本町の産業振興を図るため工業の開発を促進し、町内に工場を新設、又は増設する者に対し固定資産税の免除、又は便宜の供与を行うことを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において「工場」とは、物品の製造、加工若しくは修理をする施設(日本標準産業分類「昭和 26 年統計委員会告示第 6 号」に掲げる製造業の用に供する施設をいう。)、ガスの製造若しくは発電に係る設備をいう。ただし、国、地方公共団体及び公共企業体に属するものを除く。 (工場の指定) 第 3 条 町長は新設し、又は増設しようとする工場が租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条又は第 45 条第 1 項の適用を受ける設備を設置する工場であって、かつ、第 1 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場をこの条例を適用する工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 2 町長は、次の各号に該当するときに限り前項の指定をするものとする。 (1) 工場が公害を発生するおそれのないもの又は公害発生防止に必要な措置を講じているものであること。 (2) 工場の立地が当該地域の土地利用計画に適合するものであること。 (3) 投資額 1,000 万円以上(固定資産税の対象物件に限る)で、かつ、<u>常時使用する従業員が 10 人以上であること。</u> 3 第 1 項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出しなければならない。 (固定資産税の課税免除) 第 4 条 適用工場を有する者に対しては、蘇陽町税特別措置条例(昭和 61 年蘇陽町条例第 711 号)の定めるところにより、固定資産税の課税を免除するものとする。 (便宜の供与) 第 5 条 町長は、<u>適用工場を新設し、又は増設する者に対しては、工場用地、住宅用地、工業用水、道路等の輸送施設及びこれらの関連施設の整備並びに労務等の斡旋の便宜の供与を行うよう努めるものとする。</u></p>	

<p><u>(2) 工場敷地の整地及び工場道路用排水路等の工事に対する協力</u> <u>(3) その他工場に伴う付帯事項に対するあっせん又は協力</u></p> <p>(指定の承継) 第5条 適用工場を合併、譲渡、相続その他の理由により承継した者は、当該承継の日から30日以内に町長にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>(指定の取消し) 第6条 町長は、適用工場が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は既に実施した奨励措置に要した経費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) 第2条に規定する適用工場としての要件を欠くに至ったとき。 (2) 事業を中止し、又は廃止したとき。 (3) その他町長が必要と認めるとき。 (委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 矢部町工場誘致奨励条例(昭和45年矢部町条例第1号)は廃止する。 3 廃止前の矢部町工場誘致奨励条例による奨励措置を受けた者についてはなお従前の例による。 附 則(平成元年3月28日条例第6号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>る。 <u>2 前項の規定の適用を受ける工場にあっては、町長が必要と認めるものに対しては予算の範囲内で助成又は補助金の交付を行うものとする。</u> 3 前項の助成又は補助金交付の基準、その他必要な事項は別に定める。 (指定の承継) 第5条 適用工場を合併、譲渡、相続、その他の理由により承継した者は、当該承継の日から30日以内に町長にその旨を届け出てその承認を受けなければならない。</p> <p>(指定の取消し) 第6条 町長は、適用工場が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は、既に実施した奨励措置に要した経費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) 第2条に規定する適用工場としての要件を欠くに至ったとき。 (2) 事業を中止し又は廃止したとき。 (3) その他町長が必要と認めるとき。 (委任) 第7条 この条例の施行に関して、必要な事項は別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 清和村工場誘致奨励条例(昭和45年条例第7号)は、廃止する。 3 廃止前の清和村工場誘致奨励条例(昭和45年条例第7号)第2条に該当し、承認を受け、第5条の申請書を提出した工場についても本条例を適用する。 附 則(昭和56年5月25日条例第15号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(指定の継承) 第6条 適用工場を合併、譲渡、相続、その他の理由により承継した者(以下「承継人」という。)は当該適用工場の指定を承継することができる。 2 承継人は、適用工場の指定を承継しようとするときは、当該工場の承継の日から30日以内に町長に対し、適用工場の指定を承継する旨を届け出てその承認を受けなければならない。 (指定の取り消し) 第7条 町長は、適用工場が次の各号の1に該当するときは、その指定を取り消すことができる。 (1) 第3条に規定する適用工場としての要件を欠くに至ったとき。 (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。 (3) その他町長が必要と認めるとき。 (雑則) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附 則(平成2年12月21日条例第34号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	
--	--	---	--

工業再配置促進法の概要

第一条(目的) この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の整備その他環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

第二条(移転促進地域及び誘導地域) この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「誘導地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- 一 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県で政令で定めるものの区域(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く。)
- 二 前号の区域とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が同号の区域における工業の集積の程度及び人口の増加の割合に類する市町村で政令で定めるものの区域

第三条(工業再配置計画) 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関連する環境の整備その他環境の保全及び労働力の需給に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、産炭地域振興基本計画、農村地域工業等導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 関係都道府県知事は、工業再配置計画に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。

5 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条(指導及び助言) 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に対し、移転促進地域から誘導地域への工場の移転又は誘導地域における工場の新増設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

2 関係行政機関の長は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に関し通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に意見を述べるることができる。

第五条(認定) 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものは、当該移転に関する計画を通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)、農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)その他の法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されていること、環境の整備その他環境の保全に配慮されていることその他の政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

2 製造の事業を営む者が前項の規定により移転に関する計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見書を添附しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第六条(法人税又は所得税の課税の特例) 削除

第七条(固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、第五条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に従つて移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、当該移転により誘導地域において営むこととなつた事業に係る機械及び装置若しくは当該事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第八条(財政上の措置等) 国は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を円滑に推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。

2 国は、前項の財政上の措置等を講ずるに当たつては、産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産炭地域、農村地域工業等導入促進法第五条第三項に規定する工業等導入地区等法律の規定に基づく特定の地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設の促進について特に配慮するよう努めなければならない。

第九条(地方債についての配慮) 地方公共団体が誘導地域における工場の新増設(移転促進地域からの移転に係るものを含む。)を円滑に推進するために行なう工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第十条(施設の整備) 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

九州地区工業再配置促進連絡協議会会員一覧

1 九州各県別加入市町村数

・福岡県	47市町村	・佐賀県	24市町村	・長崎県	10市町村
・熊本県	33市町村	・大分県	14市町村	・宮崎県	17市町村
・鹿児島県	24市町村	・沖縄県	3市町村	計	172市町村

2 県内加入市町村一覧

八代市	人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	城南町	松橋町	小川町	菊水町
長洲町	植木町	七城町	大津町	菊陽町	合志町	泗水町	一の宮町	御船町	嘉島町	益城町	
甲佐町	矢部町	鏡町	津奈木町	錦町	あさぎり町	倉岳町	旭志村	西原村	相良村	(33市町村)	

熊本県企業誘致連絡協議会会員一覧

(熊本県企業立地課)

ID	市町村	課名	郵便番号	住所
1	熊本市	経済企画課	860-8601	熊本市手取本町 1-1
2	八代市	企業振興課	866-8601	八代市松江城町 1-25
3	人吉市	商工振興課	868-8601	人吉市麓町 16 番地
4	荒尾市	企業立地課	864-8686	荒尾市宮内出目 390 番地
5	水俣市	商工観光課	867-8555	水俣市陣内 1 丁目 1-1
6	玉名市	商工観光課	865-8501	玉名市繁根木 163 番地
7	本渡市	企画開発課	863-8631	本渡市東浜 8-1
8	山鹿市	商工観光課	861-0592	山鹿市大字山鹿 978 番地

43	小国町	商工観光課	869-2592	阿蘇郡小国町大字宮原 1567-1
44	波野村	企画観光課	869-2806	阿蘇郡波野村波野 2710
45	蘇陽町	企画観光課	861-3913	阿蘇郡蘇陽町大字今 500
46	高森町	企画観光課	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森 2168
47	白水村	企画観光課	869-1503	阿蘇郡白水村大字吉田 1495
48	久木野村	企画観光課	869-1411	阿蘇郡久木野村大字河陰 145-3
49	長陽村	企画観光課	869-1404	阿蘇郡長陽村大字河陽 3574
50	西原村	企画振興課	861-2492	阿蘇郡西原村大字小森 3259
51	御船町	商工観光課	861-3296	上益城郡御船町大字御船 995-1
52	嘉島町	企画振興課	861-3192	上益城郡嘉島町大字上島 530
53	益城町	地域開発課	861-2295	上益城郡益城町大字宮園 702
54	甲佐町	企画振興課	861-4696	上益城郡甲佐町大字岩下 194
55	矢部町	企画商工観光課	861-3592	上益城郡矢部町大字浜町 6

(県内、87市町村加入)

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	商工・観光
事務事業番号	37-2-(1)	事務事業名	商工・観光関連施設の管理

調整方針	観光関係事業については、引き続き観光の振興を図り、地域の活性化と地域経済の発展に寄与する施策を新町において検討する。 (1) 観光関連施設については現行のまま新町に引き継ぎ、管理・運営については、合併後、新町において調整する。 なお、観光施設の使用料・手数料の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐ。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
宿泊施設	・国民宿舎「通潤山荘」 管理者：矢部町 運営委託先：(有)矢部町虹の通潤館 年間委託料：(利用料収受制) 開業年月日：H14.4.21 H14 決算額：(収入) 262,297,772 円 (支出) 204,057,111 円 (利益) 58,240,661 円 職員数： 43名 矢部町国民宿舎条例 (平成13年12月19日条例15号) 矢部町国民宿舎運営検討委員会設置要綱 (昭和62年2月2日告示1号) 矢部町国民宿舎運営改善委員会設置要綱 (昭和63年3月15日訓令4号) 矢部町国民宿舎基金条例 (平成9年3月25日条例第3号)	・宿泊研修施設「清流館」 管理者：清和村 運営委託先：緑川峡開発振興会 年間委託料：7,000千円 開業年月日：H10.6.1 H14 決算額：(収入) 14,141,856 円 (支出) 12,582,969 円 (利益) 1,558,887 円 職員数： 非常勤 3名 利用料一部収入 清和村立緑川生涯学習施設の設置及び管理に関する条例(平成9年12月18日条例第24号)	「そよ風パーク」 管理者：蘇陽町 運営委託先：(有)そよ風遊学協会 年間管理委託料：25,000千円 年間委託料：(利用料収受制) 開業年月日：H8.6.1 H14 決算額：(収入) 321,814,803 円 (支出) 344,546,109 円 (利益) 22,731,306 円 職員数： 27名+嘱託1名+パート17名 蘇陽町そよ風パークの設置及び管理に関する条例 (平成7年11月6日条例第22号) そよ風物産館の設置及び管理に関する条例 (平成11年3月15日条例第2号)	現状把握 全ての観光施設に観光施設台帳の整備が必要
道の駅	・道の駅「通潤橋」(物産館・レストラン) 管理者：矢部町 運営委託先：(有)矢部町虹の通潤館 出資金：3,500千円 矢部町：2,000千円 JA上益城 750千円 商工会 750千円 年間委託料：416千円 道の駅認定年月日：H12.8.18 物産館設立年月日：H8.4.20	・道の駅「清和文楽邑」(文楽館・物産館) 管理者：清和村 運営委託先：(財)清和文楽の里協会 年間委託料：10,000千円(天文台を含む) (平成14年度は全額返納) 道の駅認定年月日：H12.8.18 文楽館設立年月日：H 4.4.25 物産館設立年月日：H 6.4.25		

	<p>H14 決算額:(収入) 88,985,647 円 (物産館) (支出) 81,286,702 円 (利益) 7,698,945 円 H14 決算額:(収入) 10,417,274 円 (いしばし) (支出) 10,460,404 円 (利益) 43,130 円</p> <p>職員数: 6 名</p>	<p>H14 決算額: (収入) 231,651 千円 (支出) 227,301 千円 (利益) 4,349 千円 文楽館・物産館・天文台会計の合計額</p> <p>職員数: 協会職員 6 名</p> <p>清和村立清和文楽邑の設置及び管理に関する条例 (平成9年3月28日条例第12号)</p>		
キャンプ場	<p>・猿ヶ城キャンプ村 管理者: 矢部町 運営委託先: 管理人個人委託 年間委託料: 5,320 千円 (内人件費 2,799 千円) 設立年月日: H5.8.1 H14 決算額:(収入) 3,031,382 円 入場者数: 2,779 人(H14.1~12) 条例等: 矢部町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成13年8月23日条例第14号) 矢部町営キャンプ場管理運営に関する規則(平成13年8月27日規則第9号) 矢部町キャンプ施設用具使用料徴収条例(平成9年3月25日規則第6号)</p> <p>・白糸中旧校舎、広場 管理者: 矢部町 管理委託先: 管理人個人委託 年間委託料: 150 千円 H14 決算額:(収入) 4,000 円 入場者数: 2 件(H14.1~12)</p> <p>・白糸第二小学校施設 管理者: 矢部町教育委員会 運営委託先: 年間委託料: 設立年月日: H14 決算額: 入場者数: (休校中につき、学校行事のみに使用可)</p>	<p>・緑仙峡キャンプ場 管理者: 清和村 運営委託先: 緑仙峡開発振興会 年間委託料: H14: 840 千円 H15: 3,000 千円(新設されたキャビンの管理運営費)キャビン使用料以外は利用料収受制 設立年月日: H元年3月 H14 決算額:(収入) 2,378 千円 入場者数: 2,941 人(H14.1~12) 条例等: 緑仙峡フィッシングパークの設置及び管理に関する条例(平成元年6月26日条例第17号)</p> <p>・井無田高原キャンプ場 管理者: 清和村 運営委託先: 直営(管理人委託) 年間委託料: 630 千円 H14 決算額:(収入) 374 千円 入場者数: 1,388 人(H14.1~12) 条例等: 清和村井無田高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成7年3月23日条例第18号)</p>	<p>・服掛松キャンプ場 管理者: 蘇陽町 運営委託先:(有)そよ風遊学協会 年間委託料: 利用料収受制 設立年月日: S62.4 H14 決算額: 入場者数: 15,565 人(H13.1~12)</p>	<p>歳入歳出については、様式2,3参考。 現場対応で、このまま 服掛松は、補助事業整備中</p>

<p>公園等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地広場 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：228千円 設立年月日： ・見晴山公園 管理者：矢部町 運営委託先：千滝公民館 年間委託料：235千円 設立年月日： ・鶴の子滝周辺公園 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：384千円 設立年月日： 	<ul style="list-style-type: none"> ・城野公園 管理者：清和村 運営委託先：直営（清掃管理地元委託） 年間委託料：55,300円 設立年月日：平成5年度（休憩所整備） 平成8年度（遊歩道整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・服掛松カントリーパーク 管理者：蘇陽町 運営委託先：(有)そよ風遊学協会 年間委託料： 設立年月日：H10～16整備中 入場者数：0人 ・蘇陽峡水辺公園 管理者：蘇陽町 運営委託先：地元ボランティア 年間委託料： 設立年月日： 入場者数： 	<p>服掛松は、補助事業整備中</p>
<p>公衆トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・布田神社公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：休養地トイレに含む。 ・二の丸公園公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：休養地トイレに含む。 ・内大臣公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：228,000円 ・緑仙峡公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先： 年間委託料：0円 ・見晴山公園公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：千滝公民館 年間委託料：23,500円 ・緑地広場公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：228,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・井無田高原公衆トイレ 管理者：清和村 運営委託先：直営（清掃管理地元委託） 年間委託料：なし（し尿汲み取り村負担） ・黒峰テレビ塔公衆トイレ 管理者：清和村 運営委託先：直営（清掃管理地元委託） 年間委託料：なし（し尿汲み取り村負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎鼻展望台公衆トイレ 管理者：蘇陽町 運営委託先：美化クラブ 年間委託料：@7,000円×12月 ・馬見原公衆トイレ 管理者：蘇陽町 運営委託先：美化クラブ 年間委託料：@7,000円×12月 ・馬見原公衆トイレ 管理者：蘇陽町 運営委託先：美化クラブ 年間委託料：@7,000円×12月 	<p>委託料、管理形態は検討課題</p>

	<p>・円形分水公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：228,000円</p> <p>・鮎の瀬大橋公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：菅地域振興会 年間委託料：0円</p> <p>・丸山公園公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：下名連石地域づくり推進会 年間委託料：0円</p> <p>・国民休養地公衆トイレ 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：684,000円</p>			
資料館	<p>・御小屋 管理者：矢部町 運営委託先：清掃管理人個人委託 年間委託料：165,000円 設立年月日： H14決算額：0円 入場者数：統計なし</p> <p>・民俗資料館 管理者：矢部町教育委員会 運営委託先：(社会教育に掲出) 年間委託料：(社会教育課にて) 設立年月日：(社会教育課にて) H14決算額：(社会教育課にて) 入場者数：(社会教育課にて)</p> <p>・通潤橋史料館 管理者：矢部町 運営委託先：直営 年間委託料： 設立年月日：H15.9.6OPEN H14決算額：未確定 入場者数：</p>	<p>・文楽資料館(文楽館内併設) 管理者：清和村 運営委託先：(財)清和文楽の里協会 年間委託料：(道の駅欄に記載) 設立年月日：(道の駅欄に記載) H14決算額：(道の駅欄に記載) 入場者数：20,594人(文楽館入場者)</p>	<p>・蘇陽町文化センター 管理者：蘇陽町 運営委託先： 年間委託料： 設立年月日： H14決算額： 入場者数：</p>	

<p>観光案内所</p>	<p>観光案内所「喫茶ルボン」 管理者：矢部町 運営委託先：矢部町商工会 年間委託料：1,020,000円(家賃) 設立年月日： H14決算額： 入場者数：統計なし</p>	<p>・文楽館 管理者：清和村 運営委託先：(財)清和村文楽の里協会 年間委託料：(道の駅欄に記載) 設立年月日：(道の駅欄に記載) H14決算額：(道の駅欄に記載) 入場者数：20,594人(文楽館入場者)</p>	<p>・そよ風パーク 管理者：蘇陽町 運営委託先：(有)そよ風遊学協会 年間委託料： 設立年月日： H14決算額： 入場者数：</p>	
<p>国・県有施設</p>	<p>・九州自然歩道 管理者：環境省</p> <p>・国民休養地 駐車場：A = 3,498 m² 道路：L = 118m A s 舗装 歩道：L = 2,367.1m 園地：A = 7,052.5 m² 建設年月日：昭和48年</p> <p>・園地(サイト造園) A = 7,052.5 m² 建設年月日：昭和48年 管理者：熊本県</p> <p>・公衆便所 A = 20 m² 水洗 建設年月日：昭和48年 管理者：熊本県</p> <p>・公衆便所 A = 67 m² RC造 水洗 建設年月日：平成3年3月31日 管理者：熊本県</p> <p>・仙者ヶ淵四阿 管理者：</p> <p>・二の丸公園四阿(休憩舎) A = 30 m² 建設年月日：昭和48年 管理者：熊本県</p> <p>・河鹿橋 管理者：</p> <p>・えのは橋 管理者：</p> <p>・上益城地域広域誘導サイン 管理者：熊本県(矢部町)</p>	<p>・九州自然歩道 管理者：環境省</p> <p>・上益城地域広域誘導サイン 管理者：熊本県(清和村)</p>	<p>・九州自然歩道 管理者：環境省</p> <p>・展望所 管理者：熊本県</p>	<p>施設台帳の整備</p>

休憩所・四阿	<ul style="list-style-type: none"> ・見晴山四阿 管理者： 	<ul style="list-style-type: none"> ・城野公園休憩所 管理者：清和村 平成5年度（休憩所整備） 平成8年度（遊歩道整備） ・伝安徳天皇御陵休憩所 管理者：清和村 平成2年度（遊歩道整備） 平成12年度（休憩所等整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎鼻展望所 管理者： ・展望所 管理者：熊本県 	
照明施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国民宿舎周辺街路灯 ・民俗資料館横街路灯 ・通潤橋証明施設 	<ul style="list-style-type: none"> 条例等：光源の適正化による星空保全及び資源の節約に関する条例（平成14年6月18日条例第18号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬見原橋照明 管理者： 	
観光看板				
観光標識			<ul style="list-style-type: none"> ・松葉時計台 管理者： 	
その他構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・五老ヶ滝吊り橋 管理者：矢部町 ・千滝防護柵 管理者： ・見晴山階段 管理者： ・見晴山手洗い場 管理者： ・仙者ヶ淵遊歩道 管理者： ・木鷲野橋 管理者： ・石橋群 管理者：矢部町教育委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・馬見原橋 管理者： ・石橋群 管理者： 	

<p>その他観光施設</p>		<p>・清和高原天文台 管理者：清和村 運営委託先：(財)清和村文楽の里協会 年間委託料：(道の駅欄に記載) 設立年月日：平成5年4月28日 入場者数：6,536人(H14.1~12) H14決算額：(道の駅欄に記載) 職員数：職員2名 臨時2名 パート1名 条例等：清和村立清和高原天文台及び関連施設の設置及び管理に関する条例(平成9年3月28日条例第13号)</p> <p>・青葉の瀬 管理者：清和村 運営委託先：青葉の瀬管理組合 年間委託料：8,000千円 設立年月日：平成9年3月 入場者数：14,689人(H14.1~12) H14決算額：(収入)31,519千円 (支出)32,047千円 (利益)528千円 ロッジ使用料6,693,750円は村歳入 職員数：職員1名 臨時3名 条例等：清和村立青葉の瀬交流促進施設の設置及び管理に関する条例(平成9年6月26日条例第19号)</p> <p>・緑仙峡フィッシングパーク(釣り堀) 管理者：清和村 運営委託先：緑仙峡開発振興会 年間委託料：720,300円 設立年月日：平成3年3月 入場者数：2,974人(H14.1~12) H14決算額：(収入)2,266,400円 職員数：職員1名 条例等：清和村内水面漁業振興対策事業施設管理規程(昭和63年3月22日規程第2号)</p>		
<p>予算措置</p>				

矢部・清和・蘇陽観光施設の使用料・利用料一覧

協定項目	商工・観光関係事業の取扱い	関係項目	商工・観光関連施設の使用料
調整内容	各観光施設の使用料・利用料については、現行のまま新町に引き継ぐ。		

	矢部町	清和村	蘇陽町																																		
宿泊施設	・国民宿舎「通潤山荘」 (1)宿泊 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>特別室</td> <td>和・洋室</td> <td>和室(12)</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>7,350</td> <td>6,300</td> <td>6,825</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>4,725</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>2,625</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> </table>		特別室	和・洋室	和室(12)	大人	7,350	6,300	6,825	小学生	4,725	4,200	4,200	幼児	2,625	2,100	2,100	・宿泊研修施設「清流館」 (1)宿泊(和室) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>村外</td> <td>村内</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,000 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>大学生以下</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>500 円</td> <td>300 円</td> </tr> </table>		村外	村内	一般	2,000 円	1,500 円	大学生以下	1,000 円	1,000 円	中学生以下	500 円	300 円	・そよ風パーク (1)宿泊(ホテルウィンディ) <table border="1"> <tr> <td>和室</td> <td colspan="2">10,000 以内</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td colspan="2">10,000 以内</td> </tr> </table>	和室	10,000 以内		洋室	10,000 以内	
		特別室	和・洋室	和室(12)																																	
	大人	7,350	6,300	6,825																																	
	小学生	4,725	4,200	4,200																																	
	幼児	2,625	2,100	2,100																																	
		村外	村内																																		
	一般	2,000 円	1,500 円																																		
	大学生以下	1,000 円	1,000 円																																		
	中学生以下	500 円	300 円																																		
	和室	10,000 以内																																			
洋室	10,000 以内																																				
	(2)休憩 ・和室(2 時間以内) 2,000 円	(2)休憩(和室及び研修室) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>施設使用料</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>100 円</td> </tr> </table>		施設使用料	一般	300 円	高校生以下	100 円	(2)その他 <table border="1"> <tr> <td>ウィンディ 研修室</td> <td>1室1時間 2,500 以内</td> <td>1 時間増す毎 に 500 以内</td> </tr> <tr> <td>ウィンディ 休憩室</td> <td>1人1日 300 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>1人1泊 10,000 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>田舎山荘</td> <td>1人1泊 10,000 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブルーベリー館 レストラン</td> <td>1月につき 50,000 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブルーベリー館 パン工房</td> <td>1人1日 2,000 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブルーベリー館 パン売店</td> <td>1月につき 30,000 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふれあい農 園</td> <td>1人1日 1,000 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自遊工房</td> <td>1人1日 2,000 以内</td> <td></td> </tr> </table>	ウィンディ 研修室	1室1時間 2,500 以内	1 時間増す毎 に 500 以内	ウィンディ 休憩室	1人1日 300 以内		コテージ	1人1泊 10,000 以内		田舎山荘	1人1泊 10,000 以内		ブルーベリー館 レストラン	1月につき 50,000 以内		ブルーベリー館 パン工房	1人1日 2,000 以内		ブルーベリー館 パン売店	1月につき 30,000 以内		ふれあい農 園	1人1日 1,000 以内		自遊工房	1人1日 2,000 以内		
	施設使用料																																				
一般	300 円																																				
高校生以下	100 円																																				
ウィンディ 研修室	1室1時間 2,500 以内	1 時間増す毎 に 500 以内																																			
ウィンディ 休憩室	1人1日 300 以内																																				
コテージ	1人1泊 10,000 以内																																				
田舎山荘	1人1泊 10,000 以内																																				
ブルーベリー館 レストラン	1月につき 50,000 以内																																				
ブルーベリー館 パン工房	1人1日 2,000 以内																																				
ブルーベリー館 パン売店	1月につき 30,000 以内																																				
ふれあい農 園	1人1日 1,000 以内																																				
自遊工房	1人1日 2,000 以内																																				
	(3)入浴 <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>400 円 / 回</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>200 円 / 回</td> </tr> <tr> <td>大人回数券</td> <td>4,000 円(11 枚綴り)</td> </tr> <tr> <td>小学生回数券</td> <td>2,000 円(11 枚綴り)</td> </tr> <tr> <td>家族風呂</td> <td>1,000 円 / 時間</td> </tr> </table>	大人	400 円 / 回	小学生	200 円 / 回	大人回数券	4,000 円(11 枚綴り)	小学生回数券	2,000 円(11 枚綴り)	家族風呂	1,000 円 / 時間	(3)会議等 1回 2,000 円																									
大人	400 円 / 回																																				
小学生	200 円 / 回																																				
大人回数券	4,000 円(11 枚綴り)																																				
小学生回数券	2,000 円(11 枚綴り)																																				
家族風呂	1,000 円 / 時間																																				
	・宿泊室の利用者については、無料。 ・入湯税は無料 ・宿泊者以外の浴室利用は、午前 10 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	・「青葉の瀬」交流促進施設 (1)田舎ロッジ <table border="1"> <tr> <td>1棟1泊 基本料金</td> <td>土曜日、祝日前及び夏季(7月19日～8月31日)は、8,000 円 上記以外の利用については、4,000 円 5泊以上の長期滞在は、20パーセント割引とする。</td> </tr> <tr> <td>1棟1泊 加算料金</td> <td>基本料金に1人につき1,000 円を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については500 円とする。</td> </tr> </table>	1棟1泊 基本料金	土曜日、祝日前及び夏季(7月19日～8月31日)は、8,000 円 上記以外の利用については、4,000 円 5泊以上の長期滞在は、20パーセント割引とする。	1棟1泊 加算料金	基本料金に1人につき1,000 円を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については500 円とする。																															
1棟1泊 基本料金	土曜日、祝日前及び夏季(7月19日～8月31日)は、8,000 円 上記以外の利用については、4,000 円 5泊以上の長期滞在は、20パーセント割引とする。																																				
1棟1泊 加算料金	基本料金に1人につき1,000 円を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については500 円とする。																																				
	(4)会議室利用 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>3時間未満</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>10,500</td> <td>15,750</td> </tr> <tr> <td>大会議室 1/2</td> <td>5,250</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> </tr> </table>		3時間未満	3時間以上	大会議室	10,500	15,750	大会議室 1/2	5,250	8,400	会議室	4,200	6,300																								
	3時間未満	3時間以上																																			
大会議室	10,500	15,750																																			
大会議室 1/2	5,250	8,400																																			
会議室	4,200	6,300																																			

	矢部町	清和村	蘇陽町																																																	
		<p>(2)固定テント 1棟1泊 4,000円</p> <p>・緑仙峡フィッシングパーク</p> <p>(1)ふるさとの家工作工房</p> <table border="1" data-bbox="936 384 1462 643"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>研修室</th> <th>工作工房</th> <th>厨房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間以内</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3～5時間</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>5～8時間</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>夜間5～9時</td> <td>600円</td> <td>700円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1時間単位の使用料とし、1時間に満たないときは1時間とみなす。</p> <p>(2)ログバンガロー 1棟1泊 4,000円</p> <p>(3)キャビン</p> <table border="1" data-bbox="936 751 1462 946"> <thead> <tr> <th rowspan="5">通常期間</th> <th>1棟1人 1泊</th> <th>4,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>1棟2人 1泊</th> <th>7,000円</th> </tr> <tr> <th>1棟3人 1泊</th> <th>8,000円</th> </tr> <tr> <th>1棟4人 1泊</th> <th>9,000円</th> </tr> <tr> <th>1棟5人 1泊</th> <th>10,000円</th> </tr> </tbody> </table> <p>備考 3泊以上の連泊の場合は20%割引とする。ゴールデンウィーク、夏休み期間中および休日前は、1棟1泊12,000円とし、1人につき1,000円(小学生は500円)を加算する。</p>	使用時間	研修室	工作工房	厨房	3時間以内	300円	400円	200円	3～5時間	400円	500円	300円	5～8時間	500円	600円	400円	夜間5～9時	600円	700円	500円	通常期間	1棟1人 1泊	4,000円	1棟2人 1泊	7,000円	1棟3人 1泊	8,000円	1棟4人 1泊	9,000円	1棟5人 1泊	10,000円	<table border="1" data-bbox="1512 244 2033 655"> <tbody> <tr> <td>そよ風広場</td> <td>1日1団体 50,000以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品開発研究棟</td> <td>1日1団体 1,000以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そよ風浴場</td> <td>1人1日 300以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そよ風浴場 研修室</td> <td>1室1時間 3,000以内</td> <td>1時間増す毎 に500以内</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1コート1日 2,000以内</td> <td>町民は無料</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1コート1時間 500以内</td> <td>町民は無料</td> </tr> </tbody> </table>	そよ風広場	1日1団体 50,000以内		商品開発研究棟	1日1団体 1,000以内		そよ風浴場	1人1日 300以内		そよ風浴場 研修室	1室1時間 3,000以内	1時間増す毎 に500以内	ゲートボール場	1コート1日 2,000以内	町民は無料	テニスコート	1コート1時間 500以内	町民は無料
使用時間	研修室	工作工房	厨房																																																	
3時間以内	300円	400円	200円																																																	
3～5時間	400円	500円	300円																																																	
5～8時間	500円	600円	400円																																																	
夜間5～9時	600円	700円	500円																																																	
通常期間	1棟1人 1泊	4,000円																																																		
	1棟2人 1泊	7,000円																																																		
	1棟3人 1泊	8,000円																																																		
	1棟4人 1泊	9,000円																																																		
	1棟5人 1泊	10,000円																																																		
そよ風広場	1日1団体 50,000以内																																																			
商品開発研究棟	1日1団体 1,000以内																																																			
そよ風浴場	1人1日 300以内																																																			
そよ風浴場 研修室	1室1時間 3,000以内	1時間増す毎 に500以内																																																		
ゲートボール場	1コート1日 2,000以内	町民は無料																																																		
テニスコート	1コート1時間 500以内	町民は無料																																																		

	矢部町	清和村	蘇陽町																																																																																																																																
キャンプ場	・猿ヶ城キャンプ村 (1)施設料金	・井無田高原キャンプ場 (1)入村料 小学生以上1人あたり 200円	・服掛松キャンプ場 (1)施設料金 利用料金上限額(消費税込)																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入村料</td> <td>中学生以下</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>高校生以上</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">20名以上の団体は20%引き</td> </tr> <tr> <td>テント使用料</td> <td>4~6人</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>持ち込み</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1回5分</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>タープ</td> <td></td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>マット</td> <td></td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td></td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>4人用(宿泊)</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>5人用(宿泊)</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>7人用(宿泊)</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>9人用(宿泊)</td> <td>15,750円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>4人用(日帰)</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>5人用(日帰)</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>7人用(日帰)</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>9人用(日帰)</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>食器セット</td> <td>一式一人当</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>バーベキューグリル</td> <td></td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>集会場</td> <td>1回2時間</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>常設テントデッキ</td> <td>6人~8人用 (高床式)</td> <td>3,675円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	使用料金	入村料	中学生以下	100円	高校生以上	200円		20名以上の団体は20%引き		テント使用料	4~6人	1,050円	"	持ち込み	525円	温水シャワー	1回5分	100円	タープ		525円	マット		105円	毛布		315円	バンガロー	4人用(宿泊)	6,300円	"	5人用(宿泊)	8,400円	"	7人用(宿泊)	12,600円	"	9人用(宿泊)	15,750円	"	4人用(日帰)	2,100円	"	5人用(日帰)	3,150円	"	7人用(日帰)	4,200円	"	9人用(日帰)	5,250円	食器セット	一式一人当	210円	バーベキューグリル		315円	集会場	1回2時間	315円	常設テントデッキ	6人~8人用 (高床式)	3,675円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>物品</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テント5人用</td> <td>2,000円</td> <td>1泊あたり</td> </tr> <tr> <td>テント7人用</td> <td>2,500円</td> <td>1泊あたり</td> </tr> <tr> <td>寝袋</td> <td>600円</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>炊飯用具一式</td> <td>400円</td> <td>1人分</td> </tr> <tr> <td>バーベキューセット</td> <td>500円</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>持ち込みテント</td> <td>500円</td> <td>1張</td> </tr> </tbody> </table>	物品	使用料	摘要	テント5人用	2,000円	1泊あたり	テント7人用	2,500円	1泊あたり	寝袋	600円	1組	炊飯用具一式	400円	1人分	バーベキューセット	500円	1台	持ち込みテント	500円	1張	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>入場料</td> <td>1日</td> <td>500円以内</td> </tr> <tr> <td>高級ログハウス</td> <td>1棟</td> <td>30,000円以内</td> </tr> <tr> <td>ログハウス</td> <td>1棟</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>ロ ッ ジ</td> <td>1棟</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">オートキャンプ場</td> <td>キャンピングカー</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプ</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>フリーオートキャンプ場</td> <td>1日</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室使用料</td> <td>2時間まで</td> <td>5,000円以内</td> </tr> <tr> <td>追加使用料(30分)</td> <td>500円以内</td> </tr> <tr> <td>温水コインシャワー利用料</td> <td>1回</td> <td>500円以内</td> </tr> <tr> <td>バーベキューハウス</td> <td>1回</td> <td>5,000円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テント持ち込み</td> <td>1人</td> <td>1,000円以内</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>3,000円以内</td> </tr> <tr> <td>タープ持ち込み</td> <td>1個</td> <td>1,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	入場料	1日	500円以内	高級ログハウス	1棟	30,000円以内	ログハウス	1棟	10,000円以内	ロ ッ ジ	1棟	10,000円以内	オートキャンプ場	キャンピングカー	10,000円以内	オートキャンプ	10,000円以内	フリーオートキャンプ場	1日	10,000円以内	研修室使用料	2時間まで	5,000円以内	追加使用料(30分)	500円以内	温水コインシャワー利用料	1回	500円以内	バーベキューハウス	1回	5,000円以内	テント持ち込み	1人	1,000円以内	2人以上	3,000円以内	タープ持ち込み	1個	1,000円以内
	項目	区分	使用料金																																																																																																																																
	入村料	中学生以下	100円																																																																																																																																
		高校生以上	200円																																																																																																																																
		20名以上の団体は20%引き																																																																																																																																	
	テント使用料	4~6人	1,050円																																																																																																																																
	"	持ち込み	525円																																																																																																																																
	温水シャワー	1回5分	100円																																																																																																																																
	タープ		525円																																																																																																																																
	マット		105円																																																																																																																																
	毛布		315円																																																																																																																																
	バンガロー	4人用(宿泊)	6,300円																																																																																																																																
	"	5人用(宿泊)	8,400円																																																																																																																																
	"	7人用(宿泊)	12,600円																																																																																																																																
	"	9人用(宿泊)	15,750円																																																																																																																																
	"	4人用(日帰)	2,100円																																																																																																																																
	"	5人用(日帰)	3,150円																																																																																																																																
	"	7人用(日帰)	4,200円																																																																																																																																
	"	9人用(日帰)	5,250円																																																																																																																																
	食器セット	一式一人当	210円																																																																																																																																
	バーベキューグリル		315円																																																																																																																																
	集会場	1回2時間	315円																																																																																																																																
	常設テントデッキ	6人~8人用 (高床式)	3,675円																																																																																																																																
	物品	使用料	摘要																																																																																																																																
	テント5人用	2,000円	1泊あたり																																																																																																																																
テント7人用	2,500円	1泊あたり																																																																																																																																	
寝袋	600円	1組																																																																																																																																	
炊飯用具一式	400円	1人分																																																																																																																																	
バーベキューセット	500円	1台																																																																																																																																	
持ち込みテント	500円	1張																																																																																																																																	
入場料	1日	500円以内																																																																																																																																	
高級ログハウス	1棟	30,000円以内																																																																																																																																	
ログハウス	1棟	10,000円以内																																																																																																																																	
ロ ッ ジ	1棟	10,000円以内																																																																																																																																	
オートキャンプ場	キャンピングカー	10,000円以内																																																																																																																																	
	オートキャンプ	10,000円以内																																																																																																																																	
フリーオートキャンプ場	1日	10,000円以内																																																																																																																																	
研修室使用料	2時間まで	5,000円以内																																																																																																																																	
	追加使用料(30分)	500円以内																																																																																																																																	
温水コインシャワー利用料	1回	500円以内																																																																																																																																	
バーベキューハウス	1回	5,000円以内																																																																																																																																	
テント持ち込み	1人	1,000円以内																																																																																																																																	
	2人以上	3,000円以内																																																																																																																																	
タープ持ち込み	1個	1,000円以内																																																																																																																																	

	矢部町	清和村	蘇陽町																																																												
キャンプ場	・旧白糸中学校 1日 2,000 円 1泊2日 4,000 円 ・キャンプ施設用具使用料		(2) レンタル利用料金(税込み)																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">テント(シートを 含む)</td> <td>3人用</td> <td>130 円</td> </tr> <tr> <td>4人用</td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td>5人用</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>6人用</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td>8人用</td> <td>260 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10人用</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>1枚</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>炊事具</td> <td>1人1式 (飯ごう 1 食器 3)</td> <td>40 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料	テント(シートを 含む)	3人用	130 円	4人用	170 円	5人用	200 円	6人用	230 円	8人用	260 円		10人用	300 円	毛布	1枚	40 円	炊事具	1人1式 (飯ごう 1 食器 3)	40 円		<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テント</td> <td>10人用</td> <td>2,625 円</td> </tr> <tr> <td>6人用</td> <td>1,785 円</td> </tr> <tr> <td>飯盒・まな板・ 包丁他</td> <td>各種1個</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>1枚</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>寝袋</td> <td>1枚</td> <td>315 円</td> </tr> <tr> <td>キルティング マット</td> <td>1枚</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー セット</td> <td>1セット</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td>マウンテンバ イク</td> <td>1台/半日</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>1回</td> <td>525 円</td> </tr> <tr> <td>イベント用大 型テント</td> <td>1日</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプファイ ヤー</td> <td>5段</td> <td>5,250 円</td> </tr> <tr> <td>1段増し毎</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td>ランタン(ガス 付き)</td> <td>1日</td> <td>1,050 円</td> </tr> </tbody> </table>	テント	10人用	2,625 円	6人用	1,785 円	飯盒・まな板・ 包丁他	各種1個	100 円	毛布	1枚	210 円	寝袋	1枚	315 円	キルティング マット	1枚	210 円	バーベキュー セット	1セット	1,050 円	マウンテンバ イク	1台/半日	1,050 円	洗濯機	1回	525 円	イベント用大 型テント	1日	2,100 円	キャンプファイ ヤー	5段	5,250 円	1段増し毎	1,050 円	ランタン(ガス 付き)	1日	1,050 円
	区分		使用料																																																												
	テント(シートを 含む)	3人用	130 円																																																												
		4人用	170 円																																																												
		5人用	200 円																																																												
		6人用	230 円																																																												
		8人用	260 円																																																												
		10人用	300 円																																																												
	毛布	1枚	40 円																																																												
炊事具	1人1式 (飯ごう 1 食器 3)	40 円																																																													
テント	10人用	2,625 円																																																													
	6人用	1,785 円																																																													
飯盒・まな板・ 包丁他	各種1個	100 円																																																													
毛布	1枚	210 円																																																													
寝袋	1枚	315 円																																																													
キルティング マット	1枚	210 円																																																													
バーベキュー セット	1セット	1,050 円																																																													
マウンテンバ イク	1台/半日	1,050 円																																																													
洗濯機	1回	525 円																																																													
イベント用大 型テント	1日	2,100 円																																																													
キャンプファイ ヤー	5段	5,250 円																																																													
	1段増し毎	1,050 円																																																													
ランタン(ガス 付き)	1日	1,050 円																																																													

その他

・通潤橋史料館(入館料)

大人	小中学生
300 円(200 円)	150 円(100 円)
()内は 20 人以上の団体料金	

・清和文楽館

(1)入館料

高校生以上	中学生	小学生以下
420 円	210 円	無料

(2)公演鑑賞料(入館料を含む)

高校生以上	中学生	小学生
1,260 円	840 円	630 円
30 名以上は1割引		

・清和天文台

(1)入館料

高校生以上	中学生	小学生以下
315 円	210 円	無料
20 名以上は1割引		

(2)コテージ

1泊2食 4,800 円~

条例規程なし。利用料金については、清和文楽の里協会の収入。

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	37-2-(2)(3)(4)	事務事業名	観光行事支援

調整方針	(2) 現在実施している各種主催・共催イベントについては、地域の特性・特色を活かしていることから、合併後も当分の間、現行どおり実施することとし、合併までに調整できるものについては、随時調整する。 (3) 主要後援・協賛事業の支援については、合併までに調整する。 (4) 観光行事に係る補助金・負担金については、合併後、新町において検討する。
重要度	

町村名	事業名	実施主体	主催・後援別	期 間	実施区域	補助金(千円)	相違点・課題等
矢部町	1 八朔祭	矢部町八朔祭実行委員会	共催	9月第1土・日曜日	浜町商店街一帯	9,000	
	2 熊日通潤橋マラソン大会	矢部町熊日通潤橋マラソン大会	共催	11月3日	通潤橋前	2,680	
	3 匠祭	クラフト協会	後援		保健福祉センター千寿苑	75	
	4 観光物産展	町・県・上益城観光推進協議会等	主催	随時	熊本市・福岡・東京		
	5 初市	商工会	後援	3月27～28日	新町商店街		
	6 モトクロス大会	MFJ・実行委員会	後援	随時	御所オートランド	300	
	7 矢部町写真コンテスト(朝日)	矢部町・全日写連熊本	共催	4～12月募集、3月表彰	矢部町全域	400	
	8 釣り大会(水産関係)	入佐公民館	後援		八矢川一帯	100	
清和村	1 文楽の里まつり	文楽の里まつり実行委員会	共催	9月第2日曜日	清和文楽邑	3,000	
	2 九州スターフェスタ	(財)清和村文楽の里協会	後援	8月上旬	清和高原天文台	500	
	3 緑仙峡紅葉まつり	緑仙峡紅葉まつり実行委員会	後援	11月上旬	緑仙峡	500	
	4 観光物産展	村・県・上益城観光推進協議会等	主催		熊本市・福岡・東京		
	5 清和村写真コンテスト(熊日)	村	主催	4月15日～4月末募集、5月表彰	清和村全域	300	
	6 釣り大会	緑仙峡開発振興会	後援	5月、9月	緑仙峡 緑川一帯		
蘇陽町	1 火伏地蔵祭(写真コンテスト有り)	祭典実行委員会	共催	8月上旬	馬見原一帯	1,080	
	2 蘇陽わらびマラソン大会	わらびマラソン実行委員会	共催	4月29日	馬見原一帯	140	
	3 地球元気村INそよう	地球元気村実行委員会	共催	11月上旬	蘇陽峡一帯		
	4 九州中央山地神楽まつり	九州中央山地神楽まつり実行委員会	主催	1月上旬	そよ風パーク特設会場		
	5 二瀬本ふるさとまつり	二瀬本ふるさと実行委員会	協賛	9月上旬	蘇陽町二瀬本一帯	110	

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	372(5)	事務事業名	観光協会等関係団体への助成

調整方針	(5) 観光協会については、新町の一体化を図るため、できるだけ早期に合併できるよう新町において調整する。 なお、助成金についても、合併後、新町において調整する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
名称	矢部町観光協会	なし	蘇陽町観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・協会（任意団体）における合併統合の必要性の検討 ・構成、事務局の違い（矢部：商工会）（蘇陽：役場）
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 一般89名 特別 3名 ・会長 1名 副会長 2名 ・監事 2名 理事 23名 		<ul style="list-style-type: none"> ・会員 一般34名 ・会長 1名 副会長 1名 ・監事 2名 理事 14名 	
事務局	・商工会		・役場	
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・H15 予算 7,825千円 ・町助成金 2,995千円 { 活動助成 315千円 通潤橋マラソン 1,680千円 前夜祭 1,000千円 		<ul style="list-style-type: none"> ・H15 予算 1,580千円 （内町助成金 300千円） 	
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・八朔祭の主催 ・通潤橋マラソン大会の主催 ・御所オートランド協力 ・観光についての調査研究及び提言、並びに観光情報の提供に関すること ・観光宣伝及び町内観光事業者の指導、育成事業に関すること ・観光事業者、関係団体との意見交換会の開催 ・会員増強 		<ul style="list-style-type: none"> ・観光キャンペーンの実施（ホームページ、特産品の販売、観光パンフレットの制作、配布） ・体験メニュー開発と商品化（農作業体験、伝統文化体験、グリーンツーリズム、イベント「ワイン祭り」開催） ・観光についての調査研究及び提言、並びに観光情報の提供に関すること ・観光宣伝及び町内観光事業者の指導、育成事業に関すること ・観光事業者、関係団体との意見交換会の開催 ・会員増強 	

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町	
	<p>矢部町観光協会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、矢部町観光協会と称する。</p> <p>(組織) 第2条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、本町の観光事業を振興することにより観光客の増加を図り、もって本の産業・経済及び文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 本町に関連する観光事業 (2) 観光に関する調査、研究、広報、講習会、講演会、座談会等の開催 (3) 名所、史跡、天然記念物及び風光地帯の保護、顕彰 (4) その他、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(事務所) 第5条 本会の事務を処理するため、事務局を矢部町商工会内に置く。</p> <p>(会員) 第6条 本会の会員は、個人を一般会員、団体及び法人を特別会員とし加入脱退は自由とする。</p> <p>(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 23名以内 (4) 監事 2名 (5) 本会に顧問・相談役を置くことができる。</p> <p>(役員を選任) 第8条 役員は、総会において選任する。 2 顧問、相談役は会長が総会の承認を得て委嘱する。</p> <p>(役員職務) 第9条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、理事会を招集する。 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代理する。 3 理事は理事会を組織し、会務を議決する。 4 監事は、本会の会務を監査する。</p> <p>(役員任期) 第10条 役員任期は、3年とする。但し再任を妨げない。</p> <p>(会議) 第11条 本会の会議は、総会及び理事会・役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。 2 会議は、会長が招集し、議長は総会、理事会の会議の出席者の中から選ぶ。</p> <p>(総会) 第12条 総会は、本会の最高決議機関であり、通常及び臨時総会とする。 2 通常総会は、毎年1回開催する。 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の2分の1以上の同意を得て、理由及び目的を明示し、会長に請求があったとき開催する。 観光客の誘致並びに特産品の奨励、紹介、宣伝、販売斡旋</p>	<p>なし</p>	<p>蘇陽町観光協会会則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、蘇陽町観光協会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会の事務所をそよ風パーク内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本町の観光関係者の連携を密にし、個性豊かな観光事業の開発と振興を図りながら自然環境保護ならびに地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 1. 観光施設の開発、整備、保全に関すること。 2. 観光宣伝紹介および旅客誘致に関すること。 3. 観光資源の保護、開発及び利用の促進に関すること。 4. 観光に関する各種イベントの開催に関すること。 5. 観光関係者の資質向上に関すること。 6. 観光関係機関及び団体ならびに会員との連絡提携に関すること。 7. 観光に関する調査、研究ならびに情報の収集及び提供に関すること。 8. その他本会の目的達成に必要な事業。</p> <p>第2章 会員</p> <p>(会員の資格) 第5条 本会の会員は町内で観光に関係のある事業を行う個人、法人、その他の団体及び本会の目的、趣旨に賛同して会員になるうとするもので理事会の承認を得た者とする。</p> <p>(入会) 第6条 本会に入会しようとする者は入会届に所定の事項を記入して、本会に提出するものとする。(別紙 入会届参照)</p> <p>(会費) 第7条 会員は毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。 2. 前項の会費の基準は総会で定める。(別表 会費明細書参照)</p> <p>(代表者) 第8条 法人及び団体である会員は本会に対する代表者1名を定めて届けなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>(議決権) 第9条 会員は1の議決権を有する。</p> <p>(退会) 第10条 会員は次の事由により退会する。 (1) 届出 (2) 会員たる資格の喪失 (3) 死亡または解散 (4) 除名 2. 退会したものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費、その他本会の資産に対し、何等の請求をすることができない。</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の1つに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。この場合その会員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の趣旨に違反する行為があったとき。
- (2) 会費の不払い、その他会員としての義務を怠ったとき。

(退会の届け)

第12条 会員が退会しようとするときは、その義務を履行した後、書面をもって会長に届けなければならない。(別紙 退会届)

第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 2. 理事及び監事は、総会において会員及び観光事業に関する知識経験者の中から選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行うものとする。
- 3. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3. 理事は本会の運営に関する重要事項を審議し、その業務を処理する。
- 4. 監事は本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- 2. 顧問任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3. 顧問は、学識経験者及び本会に功労のあった者の中から、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4. 顧問は、本会の業務遂行上、重要な事項について会長の諮問に応じ、理事会に出席し、意見を述べることがある。

第4章 会議

(会議の種類)

第18条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第19条 総会は、会員及び役員をもって構成する。

- 2. 理事会は第13条の規定により構成する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回とする。

- 2. 臨時総会は、会長が認めたとき、または会員総数の3分の1以上から会議の目的を示し請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 2. 総会を招集するときは、少なくとも開会5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を示した書面をもって、会員に通知しなければならない。

(総会の検討事項)

第22条 総会において決議する必要がある事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算

- (2) 事業及び処理の状況、収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会費の基準
- (6) その他会長が必要と認める事項

(総会の成立)

第 2 3 条 総会は、会員の2分の1(委任状を含む)の出席によって成立し、総会の議決は、出席会員の過半数の同意により成立する。賛否同数の時は議長がこれを決める。

(理事会の開催)

第 2 4 条 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(理事会の検討事項)

第 2 5 条 理事会において決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提案する議案
- (2) 会員の入会及び除名に関する事
- (3) 会務についての重要な事項
- (4) 顧問の委嘱に関する事項
- (5) 事務局及び職員に関する必要な事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

第5章 会 計

(予算の構成)

第 2 6 条 本会の予算は会費、補助金、寄付金、その他の収入により構成するものとする。

(事業年度)

第 2 7 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算の監査)

第 2 8 条 本会は毎年事業年度終了後、監事の監査を受け、その報告書とともに通常総会に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 収支決算
- (2) 事業報告

(決算の承認)

第 2 9 条 監事は前条に掲げる書類を受けたときには、遅滞なくこれを監査し、意見を付して、会長に送付しなければならない。

2. 会長は前項の書類及び監事の意見を総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第6章 事 務 局

(事務局)

第 3 0 条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2. 事務局には次の職員をおく。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記・会計 若干名

3. 前項の職員は会長が任命する。

4. 事務局に関する規定は、会長が別に定める。

付 則

(実施の時期)

1. この会則は本観光協会設立の平成 10 年7月10日から実施する。

